

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第4 監査結果 II 各論 1 福祉局</p>		
<p>1.14 ケアハウス運営補助(サービス提供費)</p> <p>[意見13] 実績報告の内容について 市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さらにサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。</p>	<p>令和5年度の実績報告に伴い提出があった決算書類については、各施設の補助対象経費に係る総事業費と補助金支給額の実績を比較し検証した結果、総事業費が補助金支給額を上回っていたことから、補助対象となる経費以外に使用されていないことを確認した。</p> <p>補助金支給額は、国の指針とおり、施設設置状況、入所者数、職員の配置状況に応じてそれぞれ基本額が設定されており、それに基づいて算出された額から、収入に応じて入所者から徴収した額を減じた額となる。</p> <p>提出された決算書類については、定期的に神戸市で法人監査を実施しており、その際に専門家(公認会計士)にも確認いただいている。</p> <p>併せて、2施設をサンプリング調査し、詳細資料として提出いただいた給与明細等を確認し、補助金以上に給与等の補助対象経費を支払っていることを確認した。</p> <p>(福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>1.17 神戸市福祉避難所開設運営訓練事業助成金</p> <p>[意見16] 福祉避難所の訓練実施の継続について 福祉避難所の訓練実施については、継続的な支援を行っていくことを検討する必要がある。</p>	<p>訓練実施の継続・備蓄更新の必要性から、訓練2回目以降についても備蓄物資更新にも活用できるよう、令和7年度より訓練助成制度を拡充する予定である。</p> <p>(福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>1.22 障害者福祉団体補助</p> <p>[意見21] 成果指標の設定について 本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>教室や啓発活動など目標設定が可能な事業については、市が事業説明書(事業計画書)で実施回数などの成果指標(目標)の設定を行い、事業実施状況報告書で成果の検証を行った。</p> <p>(福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>2 こども家庭局</p>		
<p>2.1 こどもの居場所づくり事業補助金</p> <p>[指摘事項12] 補助金額の算定根拠の妥当性について 補助金額が適切かつ妥当なものであると判断するためには、補助金額を定めた際の算定根拠が分かる資料を適切に保管すること等により、算定</p>	<p>既存事業の算定根拠は改めて整理したほか、物価高騰対策として令和7年度に補助金を加算するための算定根拠資料を常用文書としてデータで保存した。</p>	<p>措置済</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>根拠を明確にしておくべきである。</p>	<p>今後も、補助金額の妥当性を精査した資料等を「こどもの居場所づくり事業補助金要綱」と併せて常用文書として取り扱い、データ等で適切に管理していく。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	
<p>2.3 大学と連携した子育て支援事業補助金</p> <p>[意見31] 成果指標の設定について</p> <p>当該補助事業の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。</p>	<p>補助要綱の改正により、令和7年度より利用者数の指標を設定し、一定の利用者数を下回る場合は、利用者数増加に向けた改善計画書を提出することを義務付けた。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.4 放課後児童健全育成事業助成金</p> <p>[意見33] 支出方法について</p> <p>当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補助金の見直しの際に委託への切り替えについて検討されたい。</p>	<p>民設学童においては、各施設で公設の学童とは異なり、早朝受入れや警報時の受入れなど特色あるサービスを提供しているため、画一的な委託契約をすることが難しい状況である。</p> <p>検討した結果、現時点では補助金での運用が適正と判断した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.5 民間児童福祉施設職員給与改善補助金</p> <p>[意見34] 補助単価の見直しについて</p> <p>当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助金の算定方法を検討することで、より効果を発揮できる仕組みへと見直していく必要がある。</p>	<p>当補助金の趣旨である児童福祉施設職員の処遇については、改善傾向にはあるが、十分とはいえない状況にある。しかし、財源が限られていることもあり、社会経済情勢等の変化に応じて直ちに補助単価を見直すことは困難であると考えます。</p> <p>また、補助金の算定方法は、年齢や資格など他の要素も複合的に考慮する方法を検討したが、制度が複雑化することによる申請者の負担が懸念である。また、職員の勤続年数に基づく補助金算定方法が継続的な雇用を促進するため妥当と考える。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	他の方法で対応
<p>[意見36] 成果指標の設定について</p> <p>補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定する必要がある。</p>	<p>当該補助金は、市内の民間社会福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的としている。職員の勤続年数に応じた補助金は職員の給与として全額支給されており、給与改善に反映されている。このように補助金を支給すること自体が補助目的に沿うものとなっている。</p> <p>ただし、離職については収入面以外も大きな要因となりうることを踏ま</p>	他の方法で対応

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>えると、当該補助金について（例えば離職率等の）定量的な成果指標の設定は困難であると考ええる。</p> <p>（こども家庭局）</p>	
<p>2.7 ひとり親家庭の拠点となる居場所づくり事業補助金</p>		
<p>[意見40] 補助対象要件の見直しについて</p> <p>当補助金の趣旨に照らせば、公益上の必要性は認められることから、補助対象事業者の増加を図るために、現在の補助対象事業や補助対象団体に求める各種要件について見直しを検討されたい。</p>	<p>本事業の目的は、孤立しがちでより困難な状況にあるひとり親世帯が同じ境遇の方と気軽に交流し、自立への意欲を醸成することを目的とした拠点づくりを進めることである。</p> <p>実施日数の要件を緩和すると、気軽に立ち寄ることができる拠点としての機能を果たすことができず、事業の目的を達成できないことが懸念される。そのため、要件の見直しは難しい。</p> <p>一方でこの事業に限らず、新たに子育てチーフアドバイザーが配置された児童館や、増設がなされた心理士に相談できる児童家庭支援センター事業を含めて、ひとり親家庭の居場所事業の展開を図っている。</p> <p>（こども家庭局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>2.14 神戸市民間児童福祉施設職員給与改善補助金</p>		
<p>[意見48] 補助単価の見直しについて</p> <p>当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助金の算定方法を検討することでより効果を発揮できる仕組みへと見直ししていく必要がある。</p>	<p>当補助金の趣旨である児童福祉施設職員の処遇の改善については、近年、措置費単価が改定されるなど、国において一定対応しているが、十分とは言えない状況にある。しかし、財源が限られる中、社会情勢等の変化に応じて直ちに補助単価を見直すことは困難であり、据え置きとしている。</p> <p>また、補助金の算定方法は、年齢や資格など他の要素も複合的に考慮する方法を検討したが、申請側の事務負担も考慮すると、勤続年数に基づく現行方法が適切と考えている。</p> <p>（こども家庭局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見50] 成果指標の設定について</p> <p>補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測定されたい。</p>	<p>当該補助金は、市内の民間社会福祉施設に従事する職員の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資することを目的としている。職員の勤続年数に応じた補助金は職員の給与として全額支給されており、給与改善に反映されている。このように補助金を支給すること自体が補助目的に沿うものとなっている。</p> <p>また、例えば離職については収入面</p>	<p>他の方法で対応</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>以外も大きな要因となりうることを踏まえると、当該補助金について定量的な成果指標の設定は困難であると考ええる。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	
<p>2.28 神戸市民間児童福祉施設整備資金（福祉医療機構）利子補助金</p>		
<p>[意見61] 県の同種の補助金へ申請について 市の財政負担軽減のために、利用可能な県の同種の補助金がある場合は、その補助を活用できないか検討する必要がある。</p>	<p>県に同種の補助金がないため、現行制度を維持するが、待機児童解消に伴い、保育所の新設がなくなったことから、令和5年度より新規受付を停止している。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.31 地域子育て支援拠点事業運営費補助金</p>		
<p>[意見64] 地域子育て支援拠点事業者の選定について 地域子育て支援拠点事業を行っている民間事業者は非公募で選定されているが、利用者のニーズや支援拠点地域の他の事業者に当事業の運営の可否等を調査し、公募による選定を検討する必要がある。</p>	<p>別途公募により整備しているおやこふらっとひろばなど重複する同種事業との事業の整理を行った結果、令和6年度末で、地域子育て支援拠点事業運営費補助金を廃止した。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	他の方法で対応
<p>2.33 すこやか保育支援事業補助金</p>		
<p>[意見68] すこやか保育支援事業にかかる補助金の支給時期について 補助の実質的な内容はすこやか児に対応する人件費の補填であり、金額も多額となる傾向であるため、認定から交付に至るまでの実務を早期化する必要がある。</p>	<p>令和6年度より給付費の支払いのため、申請支援システムを市内認可保育施設に導入いただいた。当該システムは補助金の申請や交付にも活用できる。そのため、本補助金では、メール・郵送等からシステムでの申請に変更した。事務手続きが簡素になり、支給が早期化している。意見をいただいた時点では申請の受付期限から支給までに1～3か月を要していたところ、令和6年度は1か月未満になった。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済
<p>2.41 潜在保育士等職場復帰支援一時金</p>		
<p>[指摘事項31] 実績報告書について 所管課として、実績報告書に支払を証する証憑の添付を求めている趣旨を再確認するべきである。 また、事業者に対して、実施要綱の内容について理解を促し、厳格に実施するよう指導するとともに、実績報告書及び添付書類の提出を厳格に求めるべきである。</p>	<p>要綱どおり、実績報告書の提出を厳格に求め、令和6年度においては交付を決定した全施設から実績報告書及び添付書類の提出を受けている。</p> <p style="text-align: right;">（こども家庭局）</p>	措置済